

国立大学法人静岡大学の中期目標・中期計画一覧表

中期目標	中期計画
<p>(前文) 大学の基本的な目標 静岡大学は、「自由啓発・未来創成」のビジョンに基づき、人材育成を旨とし、質の高い教育と創造的な研究を推進し、社会と連携し、ともに歩む存在感のある大学を目指す。</p> <p>第二期中期目標期間においては、分野ごとに下記の基本的な目標を定め、そのため、教えの場から学びの場への転換、自由な基礎的研究の推進と学際・未踏の研究分野への組織的な取組み、地域社会と協働した現代の諸課題へのチャレンジ、国際性豊かな人材育成、法人組織運営の自律性とアカウンタビリティーの一層の明確化を図る。</p> <p>【教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際感覚と高い専門性を有し、チャレンジ精神にあふれ、豊かな人間性を有する教養人を育成する。 ○ 教職員と学生が相互に潜在能力を引き出し、知と文化を未来に継承・発展させる。 <p>【研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知の蓄積を図り、世界をリードする基礎的・独創的な研究を推進する。 ○ 地域の学術文化の向上に寄与するとともに、地域産業の特色を活かし、産業振興に資する研究を推進する。 <p>【社会連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現代の諸課題に真摯に向き合い、地域社会と協働し、その繁栄に貢献する。 <p>【国際化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 創造的な教育研究を通して、国際性豊かな大学を目指す。 	

【経営基盤】

- 本学の活動について社会の一層の理解を求め、法人組織の経営基盤の安定化を進める。

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

平成 22 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表 1 に記載する学部、研究科等及び別表 2 に記載する教育関係共同利用拠点を置く。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

<学士課程>

① アドミッションポリシーに基づき、学生を受け入れ、幅広く深い教養と専門知識をもち、国際社会に通用し得る課題探求能力と問題解決能力、人間性豊かでチャレンジ精神に満ちた人材を育成する。

② 教育の質の保証のため、厳格な成績評価を行うとともに、教育の成果を多角的・客観的に検証し、教育の改善を進める。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

<学士課程>

① アドミッションポリシーに基づき、入学者選抜を行う。

また、秋季入学、長期在学制度等の社会的ニーズに基づいた特色ある入学者選抜を実施する。

② 学習意欲を育てる初年次教育を行うとともに、専門分野との有機的連繋に配慮し、教養教育を実施する。その際、社会と協働した学生参加型教育プログラム、フィールドワーク等を活用する。

③ 平成 18 年度実施の教養教育と専門教育の一体的教育プログラムの検証を行い、教養教育と有機的な連繋をもたせつつ、各学部の専門性を活かしたカリキュラムに基づく専門的能力を高める教育を行う。

④ 学生が自主的に将来設計を構築できるよう、学びの視点を重視したキャリアデザイン教育を充実する。

⑤ 外国語教育、国際関連の授業を通じた教育を行うとともに、実用英語教育をさらに充実させ、教育の国際化を促進する。

⑥ GPA 制度等を活用し、教育の質の保証を行う。

⑦ 多角的な評価方法に基づき、教育成果を検証し、教育の改善を行う。

<大学院課程・専門職大学院課程>

- ③ アドミッションポリシーに基づき、学生を受け入れ、
 - ・修士課程においては、質の高い高度職業人、
 - ・博士課程においては、高度な専門的知識能力をもち、新しい領域を開拓することのできる高度職業人、
 - ・専門職大学院においては、高度専門職人材、を養成する。
- ④ 教育の質の保証のため、厳格な成績評価を行うとともに、教育の成果を多角的・客観的に検証し、教育の改善を進める。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

- ① 教育の質を保証するため、教えの場から多様な学びの協働体への転換を進めつつ、教職員の適正配置、教育環境の整備等を行う。

(3) 学生への支援に関する目標

- ① 学生の自主的・創造的な学習を推進するとともに、生活及び課外活動を支援する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ① 自由な研究環境のもとに基礎的な研究を推進し、また、学際領域における特色あるグローバルな研究を組織的に推進する。

- ② 地域の特色、産業振興に資する研究や、地域の特性を活かし

<大学院課程・専門職大学院課程>

- ⑧ アドミッションポリシーに基づき、入学者選抜を行う。
- ⑨ 課題探求・解決能力を有し、高度の専門的職業に必要な高い能力を育成する教育を行う。
- ⑩ 大学院教育の国際化を推進するために、英語による講義、外国人研究者の講演、国際学会での研究発表等の取り組みを強化する。
- ⑪ GPA制度等を活用し、教育の質の保証を行う。
- ⑫ 多角的な評価方法に基づき、教育成果を検証し、教育の改善を行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① カリキュラムを踏まえた共同責任体制、複数指導教員制度等、教育の実施体制の整備を進める。
- ② 教職員の教育力の向上の観点から、FD（ファカルティ・ディベロップメント）から SD（スタッフ・ディベロップメント）への転換を進める。
- ③ 図書館の充実、学習環境の電子・ネットワーク化等、教育効果を高める環境の整備充実を行う。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ① 学生の学習・生活面のニーズの把握に努め、支援体制を向上する。また、卒業生・修了生に対する支援も充実させる。
- ② 授業料減免、奨学金等による経済的支援をはじめとする生活支援を充実させる。
- ③ 課外活動等の学生の自主的活動をさらに推進する。
- ④ チューター制度、奨学制度等の充実により、留学生支援を促進する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ① 学術と文化を支える基礎的研究を推進し、知の蓄積を図る。
- ② 第一期中期計画の実績に基づき、世界をリードする独創的な研究を推進する。

○アジア研究 ○極限画像科学 ○ナノバイオ科学

○グリーン科学技術（環境・エネルギー科学技術）

- ③ 地域の特性を活かした自然科学研究、及び地域産業振興に資する未踏技術

た学術文化の向上に寄与する研究を推進する。

- ③ 大学で創出される研究成果を社会へ還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

- ① 地域から世界に羽ばたく創造的な研究を推進するため、高い研究能力を有する研究者を確保・育成し、また、研究推進体制を改善する。
- ② 質の高い研究を支援する環境を整える。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- ① 教育・研究を土台に地域と協働し、地域社会のニーズに応え、教育研究成果を社会に積極的に還元する。

(2) 国際化に関する目標

- ① 国際感覚を養成する教育と、世界をリードする重点研究を推進し、知の拠点形成を目指す。

研究開発を促進する。

- ④ 地域の特性を活かした社会文化にかかる研究を推進する。
- ⑤ 研究成果や学術情報の公開を促進する。
- ⑥ 研究成果の社会への活用を促進する。併せて、近隣大学等の技術移転・新産業創出等を促進する中核的な役割を果たす。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 若手研究者、女性研究者、外国人研究者等が能力を発揮できるよう環境整備をすすめ、高い研究能力を有する多様な人材を確保する。
- ② 時代の変化に柔軟に対応できる仕組みを構築し、チーム研究を促進する。
- ③ 異分野融合研究を促進するマネジメント機能を強化する。
- ④ 研究教育に集中できる時間を確保する。
- ⑤ 時限付きプロジェクトに柔軟に対応できる研究スペースを拡大する。
- ⑥ 学術情報の検索、収集、ネットワーク整備など学術情報インフラを計画的に整備・充実する。
- ⑦ 大型設備など、共同利用可能な研究設備のオープン化の促進・拡充を進める。
- ⑧ 特に優れた研究プロジェクトや個人研究を推進する教員に対する特別措置（インセンティブ）を与える。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ① 地域社会の多様な要求に応える社会貢献や、大学開放事業を積極的に展開する。
- ② 産業界等との連携を推進する。
- ③ 留学生と地域との交流事業等の施策を一層推進し、地域における国際化に協働し、地域のグローバル化に寄与する。
- ④ イノベーション社会連携推進機構等のマネジメント機能を強化する。
- ⑤ 同窓会及び地域コミュニティとの連携を強化する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ① 【再掲】外国語教育、国際関連の授業を通じた教育を行うとともに、実用英語教育をさらに充実させ、教育の国際化を促進する。

(3) 附属学校園に関する目標

- ① 大学・教育学部及び地域の教育界との連携・協力を強化し、附属学校園の教育の改善を進め、かつ、より資質の高い教員の養成に貢献するとともに、今日的な教育課題に対応した教育研究を進める。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

- ① 法人の基本的な組織の運営の在り方について検証し、再構築を進める。
- ② 社会的なニーズや教育研究の進展を踏まえ、教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直しや人事制度の改善を行うとともに

② 本学学生の海外派遣および留学生受入れを通して、国際交流の機会を増加・充実させる。

③ 【再掲】大学院教育の国際化を推進するために、英語による講義、外国人研究者の講演、国際学会での研究発表等の取り組みを強化する。

④ 【再掲】チューター制度、奨学制度等の充実により、留学生支援を促進する。

⑤ 【再掲】第一期中期計画の実績に基づき、世界をリードする独創的な研究を推進する。
○アジア研究 ○極限画像科学 ○ナノバイオ科学
○グリーン科学技術（環境・エネルギー科学技術）

⑥ 卒業・修了した留学生の組織化などの拠点を通して、教育研究の成果を世界に発信する。

⑦ 【再掲】留学生と地域との交流事業等の施策を一層推進し、地域における国際化に協働し、地域のグローバル化に寄与する。

(3) 附属学校園に関する目標を達成するための措置

- ① 「特色ある学校づくり」の評価をもとに、学校運営の改善を進める。
- ② 教育実習及び実践的・先導的な教育研究の機会を通じて、より高い資質を備えた教員養成に貢献する。
- ③ 地域の教育委員会・学校園等との協力の下で、地域の教育のモデル校として今日的な教育課題に対応した取り組みを行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 第一期の組織運営の検証を行い、本部及び部局運営の在り方について、改善を進める。
- ② 学長のリーダーシップにより、学内経営資源の戦略的・効果的配分体制の在り方について検証し、その充実・強化を進める。
- ③ 教育研究に専念する時間を確保するため、諸会議・各種委員会の役割の明確化、委員会の統廃合等による更なる効率化・合理化を進める。
- ④ 国公私立大学の新たな大学間連携を進めつつ、教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直しを行う。

に、大学の自主・自律性と自己責任をより重視した運営を行う。

- ③ 男女共同参画憲章に基づき、男女共同参画を推進する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

- ① 本部と部局等の事務における効率的・機能的な業務運営を進める。

III 財務内容の改善に関する目標

1 財務分析結果の活用に関する目標

- ① 財務分析結果を、より戦略的な経営に活用する。

2 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

- ① 外部資金を獲得し、財務内容の一層の改善を行う。

3 経費の抑制に関する目標

- ① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

加えて、教育研究等の質的向上を図るため、財務会計分析に

⑤ 若手研究者育成のためのティニアトラック制度を定着させるなど、人事制度の改革を行う。

⑥ 教職員の人事評価を処遇に反映するシステムを検証し、充実・整備する。

⑦ 女性教職員の採用及び管理職への登用を推進する。

⑧ ワークライフバランス(仕事と家庭の両立)に向けた労働環境の改善を進める。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ① 業務情報の電子化・一元化等、事務処理の合理化・簡素化のための措置を進める。

② 業務内容に応じた職員の適正配置を行う。

③ 職員の専門能力を高めるため、組織的な研修体制を整備し、研修内容を充実させるとともに、自主研修を支援する。

④ 【再掲】学生の学習・生活面のニーズの把握に努め、支援体制を向上する。また、卒業生・修了生に対する支援も充実させる。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 財務分析結果の活用に関する目標を達成するための措置

- ① 適切な財務分析を行い、四半期ごとにその結果を大学の管理運営の改善に活用する。

2 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ① 競争的研究資金の継続的な獲得に向けて、組織的に取り組む。
- ② 恒常的な寄附金の獲得システムを構築する。

3 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
- ② 教職員の意識向上に努めるとともに、経費の削減及び有効活用を進める。

	<p>に基づき、経費の有効利用及び経済性を高める。</p> <p>4 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 限られた大学の資産を有効に活用し、教育研究の充実に反映させる。 	<p>4 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現有資産の活用状況を検証し、効果的な運用を行う。
IV	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
1	評価の充実に関する目標	<p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育研究、管理運営に必要なデータベースの更なる整備を進め、中期計画・年度計画の進捗管理及び評価に提供する。 ② 評価システムの検証・改善を行い、自己点検・評価及び外部評価を実施する。 ③ 評価結果に基づき、改善措置を実施する。 ④ 経営協議会における意見を大学運営の改善に活用する。 ⑤ 監事、監査法人等からの監査結果を大学運営の改善に反映させる。
2	情報公開や情報発信等の推進に関する目標	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育研究等の諸活動に関する自己点検・評価及び第三者による評価結果を積極的に発信する。 ② 在学生、同窓会・卒業生、国際化を意識したコンテンツを充実し、適切な情報を提供する。
V	その他業務運営に関する重要目標	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 施設設備の整備・活用等に関する目標
1	施設設備の整備・活用等に関する目標	<p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設の有効活用を進めるため、キャンパスマスター・プランの見直しを行い、多様な教育研究ニーズに柔軟に対応するための共用スペースを確保する。 ② 施設整備計画に基づき校舎等の老朽化改善・再生整備を行う。 ③ グリーンキャンパスを目指し、省エネルギー、代替エネルギー等、環境に配慮した施設設備を整備する。
2	安全管理に関する目標	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 人為的・自然的災害リスクに対する、予防・対応・復旧・再発防止の一元的な危機管理体制をさらに整備・充実する。

② 情報セキュリティを一層強化する。

3 法令遵守に関する目標

① 法令遵守に関する制度の充実及び教職員の意識向上を進める。

② 不正アクセス等に対応する情報セキュリティ対策を引き続き実施するとともに、災害時における情報基盤の安定稼働を強化するための整備を行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ① 不正経理の防止等、法令遵守に関する制度を充実する。
- ② 行動規範に基づく健全かつ適正な業務遂行を行うための研修会等を実施し、教職員のモラルの向上を進める。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

25 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

① 静岡宿舎(九)の土地の全部（静岡県静岡市葵区千代田六丁目 820 番地 23 612.68 m²）を譲渡する。

② 非常勤講師宿泊所の土地の全部（静岡県静岡市葵区東鷹匠町 44 番地 595.04 m²）を譲渡する。

③ 浜松艇庫の土地の全部（静岡県浜松市中区富塚町字佐鳴湖 5044 番 582.92 m²）を譲渡する。

④ 藤枝宿舎の土地の一部（静岡県藤枝市仮宿大蔵地 633 番 1 78.50 m²）を譲渡する。

⑤ 農学部附属地域フィールド科学教育研究センターの土地の一部（静岡県藤枝市仮宿大蔵地 632 番 1 440.67 m²）を譲渡する。

⑥ 静岡大学イノベーション社会連携推進機構棟の建物の全部（浜松市北区新都田一丁目 3 番 4 号 1,132.03 m²）を譲渡する。

⑦ 静岡大学藤枝宿舎の土地の一部（静岡県藤枝市仮宿大藏地 663 番 1 45.13 m²）を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

該当なし

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
小規模改修	総額 324	国立大学財務・経営センター 施設費交付金(324)

- 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 設備・施設に関する計画

(注 1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注 2) 小規模改修について平成 22 年度以降は平成 21 年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

○ 教員人事について

(1) 雇用方針

① 公募制を基本とし、かつ、任期制の活用により、教育・研究等の遂行にふさわしい人材を雇用する。

② テニュアトラック制度を定着させる。

③ 女性教員の採用を推進し、教員における女性の比率を高める。

(2) 人材育成方針

- ① 若手研究者を育成するため、テニュアトラック制度を活用する。
- ② 教員の教育力を向上させるため、SD活動を推進する。
- ③ 行動規範に基づく健全かつ適正な教育・研究を遂行するための研修会等を実施し、モラルの向上に努める。

(3) 人事評価

- ① 教員の人事評価を処遇に反映するシステムを検証し、充実・整備する。

○ 事務系職員について

(1) 雇用方針

- ① 東海・北陸地区国立大学法人等職員採用試験による採用を原則とするが、専門性の高い職種等については、大学独自の柔軟な採用を行う。

(2) 人材育成方針

- ① SD活動等を通じ、職員の専門的能力や総合的能力の向上に努める。
- ② 職務内容に応じ、柔軟な在任期間を設定することで職員の総合的能力や専門的能力の向上に努める。

(3) 人事評価

- ① 職員の人事評価を処遇に反映するシステムを検証し、充実・整備する。

(4) 人事交流

- ① 組織の活性化を図るため、関係機関との人事交流を継続する。

○ 人件費について

- ① 人件費を効率的に運用するため、人件費管理計画による管理を継続する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 70,722 百万円

3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当なし。

(長期借入金)

該当なし。

(リース資産)

該当なし。

4. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ・教育、研究に係る業務及びその附帯業務

別表1(学部、研究科等)

学 部	人文社会科学部
	教育学部
	情報学部
	理学部
	工学部
	農学部
研究 科 等	人文社会科学研究科
	教育学研究科
	情報学研究科
	理学研究科
	工学研究科
	農学研究科
	自然科学系教育部
	法務研究科

付記：「岐阜大学大学院連合農学研究科」参加校

別表2(教育関係共同利用拠点)

東海地域における暖地型農業実践教育共同利用拠点—茶・ミカン・トマトによる習熟度対応型フィールド教育—（農学部附属地域フィールド科学教育研究センター持続型農業生態系部門（農場））
一里山から森林限界まで—多様な自然教育素材を生かした南アルプス・富士圏森林生態系環境教育拠点（農学部附属地域フィールド科学教育研究センター森林生態系部門南アルプス（中川根）フィールド）

別表(収容定員)

平 成 22 年 度	人文学部	1,940 人
	教育学部	1,600 人
	情報学部	800 人
	理学部	860 人
	工学部	2,140 人
	農学部	620 人
	人文社会科学研究科	62 人 (うち修士課程 62 人)
	教育学研究科	144 人 〔うち修士課程 104 人 専門職学位課程 40 人〕
	情報学研究科	100 人 (うち修士課程 100 人)
	理学研究科	140 人 (うち修士課程 140 人)
	工学研究科	524 人 (うち修士課程 524 人)
	農学研究科	174 人 (うち修士課程 174 人)
	自然科学系教育部	150 人 (うち博士課程 150 人)
	法務研究科	80 人 (うち専門職学位課程 80 人)

平成 23 年 度	人文学部	1,940 人
	教育学部	1,600 人
	情報学部	800 人
	理学部	860 人
	工学部	2,140 人
	農学部	620 人
	人文社会科学研究科	62 人 (うち修士課程 62 人)
	教育学研究科	144 人 うち修士課程 104 人
	情報学研究科	100 人 (うち修士課程 100 人)
	理学研究科	140 人 (うち修士課程 140 人)
	工学研究科	524 人 (うち修士課程 524 人)
	農学研究科	174 人 (うち修士課程 174 人)
	自然科学系教育部	150 人 (うち博士課程 150 人)
	法務研究科	70 人 (うち専門職学位課程 70 人)

平成24年度	人文社会科学部	470人
	人文学部	1,455人
	教育学部	1,600人
	情報学部	800人
	理学部	860人
	工学部	2,140人
	農学部	620人
	人文社会科学研究科	67人 (うち修士課程 67人)
	教育学研究科	148人 うち修士課程 104人 専門職学位課程 40人 博士課程 4人
	情報学研究科	110人 (うち修士課程 110人)
	理学研究科	140人 (うち修士課程 140人)
	工学研究科	524人 (うち修士課程 524人)
	農学研究科	174人 (うち修士課程 174人)
	自然科学系教育部	150人 (うち博士課程 150人)
	法務研究科	60人 (うち専門職学位課程 60人)

平成25年度	人文社会科学部	940人
	人文学部	970人
	教育学部	1,600人
	情報学部	800人
	理学部	860人
	工学部	2,140人
	農学部	620人
	人文社会科学研究科	72人 (うち修士課程 72人)
	教育学研究科	152人 うち修士課程 104人 専門職学位課程 40人 博士課程 8人
	情報学研究科	120人 (うち修士課程 120人)
	理学研究科	140人 (うち修士課程 140人)
	工学研究科	524人 (うち修士課程 524人)
	農学研究科	174人 (うち修士課程 174人)
	自然科学系教育部	150人 (うち博士課程 150人)
	法務研究科	60人 (うち専門職学位課程 60人)

平成26年度	人文社会科学部	1,415人
	人文学部	485人
	教育学部	1,600人
	情報学部	800人
	理学部	860人
	工学部	2,140人
	農学部	620人
	人文社会科学研究科	72人 (うち修士課程 72人)
	教育学研究科	156人 うち修士課程 104人 専門職学位課程 40人 博士課程 12人
	情報学研究科	120人 (うち修士課程 120人)
	理学研究科	140人 (うち修士課程 140人)
	工学研究科	524人 (うち修士課程 524人)
	農学研究科	174人 (うち修士課程 174人)
	自然科学系教育部	150人 (うち博士課程 150人)
	法務研究科	60人 (うち専門職学位課程 60人)

平成27年度	人文社会科学部	1,890人
	教育学部	1,600人
	情報学部	800人
	理学部	860人
	工学部	2,140人
	農学部	620人
	人文社会科学研究科	72人 (うち修士課程 72人)
	教育学研究科	156人 [うち修士課程 104人 専門職学位課程 40人 博士課程 12人]
	情報学研究科	120人 (うち修士課程 120人)
	理学研究科	140人 (うち修士課程 140人)
	工学研究科	524人 (うち修士課程 524人)
	農学研究科	174人 (うち修士課程 174人)
	自然科学系教育部	150人 (うち博士課程 150人)
	法務研究科	60人 (うち専門職学位課程 60人)

(別紙) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 22 年度～平成 27 年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	58,411
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	324
自己収入	36,723
授業料及び入学料検定料収入	35,549
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	1,174
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	10,888
長期借入金収入	0
計	106,346
支出	
業務費	95,134
教育研究経費	95,134
診療経費	0
施設整備費	324
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	10,888
長期借入金償還金	0
計	106,346

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額 70,722 百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注) 人件費の見積りについては、平成 23 年度以降は平成 22 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人静岡大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 每事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」：以下の金額にかかる金額の総額。E(y-1) は直前の事業年度における E(y)。

- ・学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F(y-1) は直前の事業年度における F(y)。

- ・学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人事費相当額及び教育研究経費。
- ・附置研究所及び附属施設等の運営に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費。
- ・法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人事費相当額及び管理運営経費。
- ・教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を

乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成 22 年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成 22 年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）

④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成 22 年度予算額を基準とし、第 2 期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 每事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) \quad E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) \quad F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) \quad G(y) = G(y)$$

E(y) : 教育研究等基幹経費(①)を対象。

F(y) : その他教育研究経費(②)を対象。

G(y) : 基準学生納付金収入(③)、その他の収入(④)を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

$T(y)$: 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

$U(y)$: 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 每事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y)=H(y)}$$

$H(y)$: 特別経費(⑤)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 每事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y)=I(y)}$$

$I(y)$: 特殊要因経費(⑥)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と

同様の考え方で△1.0%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算平成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ)：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注）中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注）国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注）自己収入並びに产学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注）产学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注）業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注）产学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、产学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注）上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」及び「施設面積調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成 22 年度～平成 27 年度 収支計画

(単位 : 百万円)

区分	金額
費用の部	106,241
経常費用	106,241
業務費	101,287
教育研究経費	14,509
診療経費	0
受託研究経費等	9,495
役員人件費	695
教員人件費	58,051
職員人件費	18,537
一般管理費	2,787
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	2,167
臨時損失	0
収益の部	106,241
経常収益	106,241
運営費交付金収益	57,496
授業料収益	29,051
入学金収益	4,575
検定料収益	978
附属病院収益	0
受託研究等収益	9,495
寄附金収益	1,305
財務収益	0

雜益	1,174
資産見返負債戻入	2,167
臨時収益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成 22 年度～平成 27 年度 資金計画

(単位 : 百万円)

区分	金額
資金支出	107,812
業務活動による支出	101,980
投資活動による支出	4,366
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	1,466
資金収入	107,812
業務活動による収入	106,022
運営費交付金による収入	58,411
授業料及び入学料検定料による収入	35,549
附属病院収入	0
受託研究等収入	9,495
寄附金収入	1,393
その他の収入	1,174
投資活動による収入	324
施設費による収入	324
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	1,466

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。